

2021 ふ・れ・あ・いフェスタ

出店者・ステージ出演者募集！

町では、12月に開催されるふ・れ・あ・いフェスタ内で、特産品やハンドメイド品等、物づくりをされている方の出店や、日頃練習しているダンスや楽器の演奏をステージで披露していただける方、町内の歌自慢の方を募集しております。2021ふ・れ・あ・いフェスタは、新型コロナウイルス感染症対策を取った上での開催となります。町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

▽日時 12月12日(日) 午前9時～午後3時(予定)

▽場所 基山町役場周辺

▽申込資格

◆出店

- ・基山町在住者及び町内企業に勤務している個人又は団体で、出店者の事前打ち合わせに参加可能な方。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行うこと。

◆ステージイベント

- ・基山町在住者及び基山町内学校・企業に通学・勤務している個人または団体で、出演者の事前打ち合わせ協議に参加可能な方。

◆カラオケ大会 in ふ・れ・あ・いフェスタ

- ・基山町在住者及び基山町内学校・企業に通学・勤務している個人または団体。
- ・1組1曲(5分以内)
- ・定員 10 組
- ・マスクを着用して歌唱すること。

※各募集ごとに実施要項を準備しておりますので町ホームページでご確認ください。

▽申込方法

申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、Eメールでお申し込みください。

申込書は、まちづくり課(2階)で配布している他、町のホームページでもダウンロードできます。

▽申込み締切日 9月3日(金) 必着

▽留意事項

- ・申込多数の場合や内容によっては、実施のご希望に添えない場合もあります。
- ・ふ・れ・あ・いフェスタの参加については、新型コロナウイルス感染拡大防止についてご協力をお願いいたします。
- ・新型コロナウイルスの状況等によっては、ふ・れ・あ・いフェスタを実施できない場合があることをご了承ください。

※申込み・問合せ先

まちづくり課 協働推進係(基山町大字宮浦666) ☎92-7935

☐ kyodosuishin-2@town.kiyama.lg.jp



【佐賀地方法務局からお知らせ】

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

問 佐賀地方法務局 人権擁護課 ☎0952-26-2195

いじめや虐待など、子どもの人権に関する悩みごと、心配ごとの電話相談に応じます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。相談内容についての秘密は固く守られます。

▽期間 8月27日(金)～9月2日(木)

▽受付時間 午前8時30分～午後7時 ※8月28日(土)、29日(日)は午前10時～午後5時

▽相談窓口(フリーダイヤル) 0120-007-110

▽相談担当者 法務局職員、人権擁護委員

コラム

消費生活コラム Vol.21

有名企業の公式サイトだと思ったら模倣サイトだった ...

問 消費生活相談窓口：住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171（毎週金曜日 午前9時30分～午後3時30分）
消費者ホットライン ☎188

- ① 有名家具店の公式サイトだと思い、ソファが約2万円と安くなっていたので購入した。受注メールが届かないので、改めてサイトを確認したところ、URLが公式サイトと違っており、偽サイトだと気付いた。（70代 男性）
- ② 有名家電メーカーの公式サイトだと思い、格安で販売されていた掃除機を注文した。受注メールは届いたが、なかなか商品が届かず不審に思っていたところ、偽ブランドのマフラーが送られてきた。家電メーカーに確認し、偽サイトを利用したことがわかった。（60代 女性）



「アドバイス」

- ◎有名企業の公式サイトによく似た模倣サイトで商品を注文し、代金を支払ってしまったという相談が寄せられています。
- ◎模倣サイトでは、日本語などが明らかにおかしいものもありますが、最近では見分けがつかないほどよく似ているものもあります。販売価格が大幅に値引きされている場合などは、模倣サイトの可能性が高く、注意が必要です。
- ◎模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気付いたときは、すぐにクレジットカード会社に連絡をしましょう。
- ◎困ったときは、すぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

【参考：独立行政法人国民生活センター発行 見守り新鮮情報 第389号】

コラム

交通安全コラム Vol.25

佐賀県交通安全の確保に関する条例が改正されました



こんな所が新しくなりました!

自転車損害賠償保険等の情報提供、 自転車の点検・整備に関する努力義務

自転車小売業者等の自転車損害賠償保険等の情報提供に関する努力義務、自転車利用者等の自転車の点検・整備に関する努力義務を新たに設けました。



自動車運転者及び 自転車運転者の責務

自動車運転者・自転車運転者の責務として、歩行者の保護についての努力義務を設けました。

自転車損害賠償保険等への 加入努力義務

自転車利用者（未成年の場合は保護者）や自転車レンタル業者等の自転車損害賠償保険等への加入が努力義務となりました。



自転車運転時の禁止 行為の例示

かささし運転等の自転車運転時の禁止行為を例示し、交通事故の防止に配慮した運転に努めなければならない旨明記しました。

歩行者の責務

車両への注意力が散漫となる行為をしないほか、夜間の交通事故の防止に配慮した行動について明記しました。

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171